

定

款

社団法人 漁業信用基金中央会



(事業)

**第四条** この会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 一 信用保証業務改善のため調査研究をなすこと。
- 二 中小漁業金融に関する調査研究をなすこと。
- 三 信用保証業務改善のため会員の指導をなすこと。
- 四 会員相互の連絡提携を図ること。
- 五 関係官庁その他に対する建議答申及び連絡をなすこと。
- 六 金融、経済団体との連絡協調を図ること。
- 七 その他この会の目的を達成するため必要な事業。

## 第二章 会 員

(会員の種類)

**第五条** この会の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この会の目的に賛同して入会した漁業信用基金協会
- 二 賛助会員 この会の目的を賛助するために入会した団体又は法人

(入会の申込)

**第六 条** この会の会員となろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書に定款及び業務方法書を添付してこの会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

一 名称及び所在地

二 代表者の職名及び氏名

(入会の承認)

**第七 条** この会は前条の申込を承認したときは、ただちにその旨を申込者に通知しなければならない。

(会 費)

**第八 条** 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前二項の規定により既に払込んだ会費は返還しない。

(通知義務)

**第九 条** 会員は、第六条第一号及び第二号に規定する事項又は定款若しくは業務方法書に変更を生じたときは、二週間以内に、書面をもってこれを本会に通知しなければならない。

(任意脱退)

**第十 条** 正会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

- 2 正会員が前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までにこの会に予告しなければならない。
- 3 賛助会員は、任意に脱退することができる。

(当然脱退)

第十一条 会員は、除名又は解散によつて本会を脱退する。

(除名)

第十二条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。この場合には、その総会の開催の日の十日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもつて通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 この会の定款に違反したとき。

- 二 この会の信用を害する行為又は法令違反若しくは不当の行為があつたとき。

- 2 前項の決議は、正会員総数の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

## 第三章 役員

(定数)

第十三条 この会に役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、十名以上十四名以内とし、監事の定数は二名又は三名とする。

(選任)

**第十四条** 役員は、総会において選任する。

2 理事のうち、同一親族（三親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である者の占める割合は、それぞれ理事現在数の三分の一を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

**第十五条** 理事は、会長一名及び副会長三名を互選する。

2 理事は、必要に応じて、専務理事一名及び常務理事一名を互選することができる。

3 会長は、この会を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

4 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事の互選により定めた順位に従い、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの会の常務を統括し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

6 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐してこの会の常務を分担処理し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

7 理事は、定款及び総会の議決に基づき業務を執行するほか、あらかじめ理事の互選により定めた順位に従い、会長、副

会長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠員のと  
きはその職務を行う。

(監 事)

第十六条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- 一 財産及び会計の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は内閣総理大臣及  
び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第四章の定めにかかわらず、総  
会又は理事会を招集すること。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任 期)

第十七条 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解 任)

**第十七条の二** 役員がこの会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、その総会の開催の日の十日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

2 前項の決議には、第十二条第二項の規定を準用する。

(役員報酬)

**第十七条の三** 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問)

**第十八条** この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(参 事)

**第十九条** この会に、参事一名及びその他の職員若干名を置くことができる。

2 参事の職務は会長が理事会にはかつて定める。

## 第四章 会 議

(総 会)

**第二十条** 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 通常総会は、毎年一回以上会長が招集する。

4 臨時総会は、第十六条第一項第四号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、次の場合に会長が招集する。ただし第

二号又は第三号の場合は会長は、請求のあった日から、二週間以内に招集しなければならない。

一 会長が必要と認めたととき又は、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

二 正会員の三分の一以上の者から、書面をもって会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。

三 監事がこの会の業務執行および財産の状況を監査して、総会に報告するため請求したとき。

(招集通知)

**第二十一条** 総会を招集するときは、会日から十日前までに各正会員に対してその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(決議事項)

**第二十二条** この定款で定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 毎事業年度の事業計画、収支予算及び決算
- 四 経費分担の方法
- 五 会員の除名
- 六 解散
- 七 その他この会の運営に関する重要な事項

(緊急議案)

**第二十三条** 総会においては、第二十四条第四項の規定にかかわらず、総会招集通知後緊急事項が生じたときは、あらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。ただし、前条第一号から第六号までの事項はこの限りでない。

(総会の議事)

**第二十四条** 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、正会員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて出席した正会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 総会においては、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

4 総会では、あらかじめ通知した事項のみ議決することができる。

(議長)

**第二十五条** 総会の議長は総会に出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

**第二十六条** 正会員は、総会において各々一個の議決権を有する。

2 正会員は、代表者以外の役員若しくは職員を代理人として、議決権を行使することができる。

3 正会員は、予め通知のあった事項について書面をもって議決権を行使することができる。

4 前二項の規定により議決権を行使する者は、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

**第二十七条** 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員の現在数、出席正会員数及び出席正会員の氏名(書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

三 議案(審議事項及び議決事項)

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

**第二十八条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会の二種とする。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 通常理事会は、毎年三回会長が招集する。

4 臨時理事会は、第十六条第一項第四号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。ただし第二号又は第三号の場合は、会長は請求のあった日から二週間以内に招集しなければならない。

一 会長が必要と認めたとき。

二 理事現在数の三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三 第十六条第一項第四号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集通知)

**第二十九条** 理事会を招集するときは、会日の七日前までに各理事に対してその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(権能)

**第三十条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第三十一条** 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 理事会においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

4 理事会では、あらかじめ通知した事項のみ議決することができる。

(議長)

**第三十二条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(書面表決等)

**第三十三条** やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第三十一条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

**第三十四条** 理事会の議事録については、第二十七条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第五章 資産及び会計

(事業年度)

**第三十五条** この会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費)

**第三十六条** この会の経費は、第八条第一項及び第二項の規定による会費並びに寄附金等をもってあてる。

(資産の管理)

**第三十七条** この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(借入金)

**第三十八条** この会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ主務大臣へ届出を行わなければならない。

(事業計画及び収支予算)

**第三十九条** 事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を得なければならない。これを変更

する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができ。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(書類及び帳簿の備付け)

**第四十条** この会は、事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 役員名簿
- 四 事業報告書
- 五 収支計算書
- 六 正味財産増減計算書
- 七 貸借対照表
- 八 財産目録
- 九 事業計画書
- 十 収支予算書

十一 会員の異動に関する書類

十二 役員 of 履歴書並びに職員の名簿及び履歴書

十三 許可、認可等及び登記に関する書類

十四 定款に定める機関の議事に関する書類

十五 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

十六 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第一号から第十号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

(決算の承認)

**第四十一条** 会長は、毎事業年度終了後速かに事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えた上、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

## 第六章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第四十二条** この会の定款は総会の決議を経た上、主務大臣の認可を受けなければこれを変更することができない。

2 前項の決議には、第十二条第二項の規定を準用する。

(解散)

**第四十三条** この会は、法人法第四百四十八条に規定する事由により、かつ、主務大臣の許可を得て解散する。

2 前項の決議には、第十二条第二項の規定を準用する。

(残余財産の処分)

**第四十四条** この会が解散したときは、残余財産は総会の決議を経た上、主務大臣の認可を受けて処分する。

附 則 (昭和三十三年十月四日)

一 この会の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず本会創立の日に始まり昭和三十四年三月三十一日に終わる。

附 則 (平成十年六月十九日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成十一年八月二十六日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第十七条第一項の規定の改正については、平成十二年六月二十八日から施行する。

附 則 (平成十六年八月六日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成十七年六月三日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成十八年九月二十日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第三条の規定の変更については、平成十八年十月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十二年五月二十六日)

一 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。